

簡易給水施設等の規制に関する条例の水質試験項目等(条例第11条の2関係)

令和8年4月1日以降～

項目 番号	項 目 名	第1項関係		第2項関係		第3項関係	
			項目		項目		項目
1	一般細菌	第56条第21項（小規模水道の布設） （一種別の水取地点の変更届〔水源の水〕）	●	第77条第11項（小規模水道の布設） （完成及び届取水地点の变更に基づく完成届〔給水栓の水〕）	●	第799911条第111第2項（簡易小規模水道、簡易配管の簡易配水の管の交換、工事の完了等の水の再開、検査（給水栓の水）） （塗る簡易給水の施設等の給水の再開、検査（給水栓の水）） （）	●
2	大腸菌		●		●		●
3	カドミウム及びその化合物		●				
4	水銀及びその化合物		●				
5	セレン及びその化合物		●				
6	鉛及びその化合物		●				
7	ヒ素及びその化合物		●				
8	六価クロム化合物		●				
9	亜硝酸態窒素		●		●		●
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●		●※2		●
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		●		●		●
12	フッ素及びその化合物		●				
13	ホウ素及びその化合物		●				
14	四塩化炭素		●				
15	1,4-ジオキサン		●				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		●				
17	ジクロロメタン		●				
18	テトラクロロエチレン		●				
19	トリクロロエチレン		●				
20	PFOS及びPFOA		●				
21	ベンゼン		●				
22	塩素酸			●			
23	クロロ酢酸			●			
24	クロロホルム			●			
25	ジクロロ酢酸			●			
26	ジブロモクロロメタン			●			
27	臭素酸			●			
28	総トリハロメタン(23、25、29、30の			●			
29	トリクロロ酢酸			●			
30	ブロモジクロロメタン			●			
31	ブロモホルム			●			
32	ホルムアルデヒド			●			
33	亜鉛及びその化合物		●				
34	アルミニウム及びその化合物		●				
35	鉄及びその化合物		●				
36	銅及びその化合物		●				
37	ナトリウム及びその化合物		●				
38	マンガン及びその化合物		●				
39	塩化物イオン		●		●	●	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		●				
41	蒸発残留物		●				
42	陰イオン界面活性剤		●				
43	ジェオスミン		●				
44	2-メチルイソボルネオール		●				
45	非イオン界面活性剤		●				
46	フェノール類		●				
47	有機物質(全有機炭素(TOC)の量)		●		●	●	
48	PH値		●		●	●	
49	味		※1		●	●	
50	臭気		●		●	●	
51	色度		●		●	●	
52	濁度		●		●	●	
			41項目		23項目		11項目

※ 1 49の項「味」については、原水を試験実施者が消毒前の水を直接口に含むことにより大腸菌やヘリコバクター・ピロリ等によって健康に支障を及ぼす可能性があることから、水質試験成績書に当該項目が不足していたとしても、条例第5条第1項及び第6条第1項の届出を受理して差し支えないものとする。

※ 2「シアン化物イオン及び塩化シアンに係る水質管理上の留意事項について(平成20年12月19日付け厚生労働省健康局水道課水道水質管理室通知)」において、塩素消毒による塩化シアン生成の可能性が指摘されているところであり、飲用水供給の開始に当たっては「シアン化物イオン及び塩化シアン」の検出状況の確認が必要であると考えられるため、条例第11条の2第2項の規定に基づき、給水栓においても検査を行うものとする。